

2022年9月30日

お客さま 各位

当座勘定規定等の改定について

株式会社 岩手銀行

手形・小切手の代金取立について、現在は各地の手形交換所において、手形・小切手の「現物」を交換することにより行われていますが、2022年11月4日からは、新たに設立された「電子交換所」において、手形・小切手の現物をデータ化した「イメージ」を交換する方法に変更されます。

これに伴い、当座勘定規定および手形・小切手の用法を下記のとおり改定いたします。

なお、改定日以前に当座勘定をご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定・用法が適用されます。

記

1. 改定対象となる規定等

- (1) 当座勘定規定
- (2) 個人当座勘定規定
- (3) 専用約束手形当座勘定規定
- (4) 小切手用法・約束手形用法・為替手形用法

2. 改定日（適用開始日）

2022年11月4日（金）

3. 改定内容

- (1) 規定
 - ① 手形・小切手の支払い
現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化
 - ② 手形・小切手用紙
振出人等への支払済手形・小切手等の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
 - ③ 印鑑照合等
イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙等の確認を行う旨の免責規定への追加
 - ④ 個人信用情報センターへの登録
全国個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

(2) 用法

- ① チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
 - ② 使用可能文字を一覧化し追加
 - ③ 金額欄、銀行名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額の複記または訂正等の記載が重ならないようにすることを追加
- ※ 詳細については、別紙「新旧対照表」をご参照願います。

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
岩手銀行 事務統括部 滝沢・藤原・高橋・佐々木
電話：019-623-1111（代表）

新旧対照表

当座勘定規定

下線部が改定箇所になります。

現行	改定後
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① （省略） <u>（追加）</u></p> <p>② （省略）</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① （現行のとおり）</p> <p>② <u>前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>③ （現行のとおり）</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①～③ （省略） <u>（追加）</u></p> <p>④ （省略） <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①～③ （現行のとおり）</p> <p>④ <u>当座勘定から支払いした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p>⑤ （現行のとおり）</p> <p>⑥ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>⑦ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）</u>を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙 <u>（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があ</p>

現行	改定後
<p>③ (省略)</p>	<p>っても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ (現行のとおり)</p>
<p>第 27 条 (個人信用情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間 (ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 ヶ月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は、自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>第 28 条 (規定の変更)</p> <p>①～③ (現行のとおり)</p>	<p>第 <u>27</u> 条 (規定の変更)</p> <p>①～③ (省略)</p>

個人当座勘定規定

現行	改定後
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① （省略） <u>（追加）</u></p> <p>② （省略）</p> <p>③ （省略）</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① （現行のとおり）</p> <p>② <u>前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>③ （現行のとおり）</p> <p>④ （現行のとおり）</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①～③ （省略） <u>（追加）</u></p> <p>④ （省略） <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①～③ （現行のとおり）</p> <p>④ <u>当座勘定から支払いした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p>⑤ （現行のとおり）</p> <p>⑥ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしませう。</u></p> <p>⑦ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 小切手、手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 小切手、手形として使用された用紙 <u>（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>

現行	改定後
<p>③ (省略)</p> <p>第 27 条 (個人信用情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間 (ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は、自己の取引上の判断のため利用できるものとしします。</p> <p>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>	<p>③ (現行のとおり)</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>第 28 条 (規定の変更)</p> <p>①～③ (省略)</p>	<p>第 <u>27</u> 条 (規定の変更)</p> <p>①～③ (現行のとおり)</p>

専用約束手形当座勘定規定

現行	改定後
<p>第7条（手形の支払）</p> <p>① （省略） <u>（追加）</u></p> <p>② （省略）</p>	<p>第7条（手形の支払）</p> <p>① （現行のとおり）</p> <p><u>② 前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>③ 現行のとおり</p>
<p>第8条（手形用紙）</p> <p>① （省略） <u>（追加）</u></p> <p>② （省略）</p> <p>③ （省略） <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第8条（手形用紙）</p> <p>① （現行のとおり）</p> <p><u>② 当座勘定から支払いした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p>③ （現行のとおり）</p> <p>④ （現行のとおり）</p> <p><u>⑤ 当座勘定から支払をした専用約束手形用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>⑥ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>
<p>第14条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>	<p>第14条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）</u> を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 手形として使用された用紙 <u>（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>

現行	改定後
<p>第 24 条（個人信用情報センターへの登録）</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は、自己の取引上の判断のため利用できるものとしします。</p> <p>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>第 25 条（規定の変更）</p> <p>①～③ （省略）</p>	<p>第 <u>24</u> 条（規定の変更）</p> <p>①～③（現行のとおり）</p>

小切手用法

現行	改定後
<p>4 (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3, …)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、☆などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4 (1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3, …)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「☆」などの終止符号を<u>印字するほか、3桁ごとに「,」を印字</u>してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧</u>に記入してください。</p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>
<p>5 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>	<p>5 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>
<p>6 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。</p>	<p>6 小切手用紙の下辺余白部(クリアーバンド)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4		5		6		7					
漢数字	壹	壺	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000		10,000							
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬				

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

約束手形用法

現行	改定後
<p>4 (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3, …)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、☆などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4 (1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「☆」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>
<p>5 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を押印してください。</p>	<p>5 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を押印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>
<p>6 手形用紙の右上辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。</p>	<p>6 手形用紙の右上辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2			3		4		5		6		7					
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000		10,000								
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

為替手形用法

現行	改定後
<p>5 (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3, …)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、☆などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>5 (1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1, 2, 3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「☆」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>
<p>6 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を押印してください。</p>	<p>6 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を押印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2				3		4			5		6		7			
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000			10,000							
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。